



三重県公報

令和5年11月7日 (火)

第 463 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
698	三重県資源管理方針の変更	(水産資源管理課)	2
	公 告		
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	8

告 示

三重県告示第 698 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 9 項の規定により、三重県資源管理方針（令和 2 年三重県告示第 836 号）を令和 5 年 10 月 25 日付けで変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定により公表します。

令和 5 年 11 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に傍線で示すように変更した。

変 更 後	変 更 前
第 1～第 7 （略）	第 1～第 7 （略）
第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、 <u>法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源についての資源管理方針は「別紙 3-1 いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域」から「別紙 3-18 さるえび三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。</u> (別紙 1-1) ～ (別紙 1-7) (略) (別紙 3-1)	第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」まで及び「別紙 3-1 いせえび太平洋中南部」から「別紙 3-8 はまぐり太平洋中・南部のうち三重県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1-1) ～ (別紙 1-7) (略) (別紙 3-1)
第 1 水産資源 <u>いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域</u>	第 1 水産資源 <u>いせえび太平洋中南部</u>
第 2 資源管理の方向性 三重県が行う資源評価において、 <u>資源水準を高位以上に回復させる。</u> なお、国が行う資源評価により、 <u>海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</u>	第 2 資源管理の方向性 三重県が行う資源評価において <u>判断される高位の資源水準を維持することを目指す。</u> なお、国が行う資源評価により、 <u>海域全体の資源状況等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u>
第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 三重県漁業調整規則を <u>遵守させる。</u> また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。 <u>加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u>	第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 三重県漁業調整規則を <u>遵守するとともに、</u> 当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。 <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u>
第 4 (略) (別紙 3-2)	第 4 (略) (別紙 3-2)
第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における <u>親魚量を、令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。</u> なお、 <u>資源管理基本方針に資源管理の目標が定</u>	第 2 資源管理の方向性 国が行う <u>MSY</u> ベースの資源評価における <u>親魚資源量を令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。</u> なお、 <u>この資源管</u>

<p><u>められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</u></p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守させる</u>。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p> <p>第 4 (略)</p> <p>(別紙 3-3)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 資源管理の方向性</p> <p>三重県が行う資源評価における<u>資源水準を、令和 10 年までに、中位以上に回復させる</u>。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、<u>当該資源評価結果に基づく指標</u>を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守させる</u>。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p> <p>第 4 (略)</p> <p>(別紙 3-4)</p> <p>第 1 水産資源</p> <p><u>いさき太平洋中・南部のうち三重県海域</u></p> <p>第 2 資源管理の方向性</p> <p>三重県が行う資源評価における<u>資源水準を、令和 10 年までに、中位以上に回復させる</u>。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、<u>当該資源評価結果に基づく指標</u>を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守させる</u>。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>加えて、当該協定に基づき報告</u></p>	<p><u>理の方向性は、国の資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。</u></p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p>第 4 (略)</p> <p>(別紙 3-3)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 資源管理の方向性</p> <p>三重県が行う資源評価において<u>判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上に回復することを目指す</u>。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、<u>その資源評価結果に基づく指標等</u>を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p>第 4 (略)</p> <p>(別紙 3-4)</p> <p>第 1 水産資源</p> <p><u>いさき三重県海域</u></p> <p>第 2 資源管理の方向性</p> <p>三重県が行う資源評価において<u>判断される資源水準を令和 10 年までに中位以上に回復することを目指す</u>。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、<u>その資源評価結果に基づく指標等</u>を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>また、当該協定に基づき、報告</u></p>
---	--

<p><u>される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p> <p>第4 (略) (別紙3-5)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p><u>国が行う資源評価における資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p> <p>第4 (略) (別紙3-6)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p><u>三重県が行う資源評価における資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p> <p>第4 (略) (別紙3-7)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p><u>三重県が行う資源評価における資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。なお、国が行う資源評価により、資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</u></p>	<p><u>される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p>第4 (略) (別紙3-5)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p><u>当面の間、親魚の残存資源尾数が20億尾以上に回復することを目指す。なお、国が行う資源評価により、資源状況等の把握に進展が見られた場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p>第4 (略) (別紙3-6)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p><u>三重県が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに中位以上に回復することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u></p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p><u>三重県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p>第4 (略) (別紙3-7)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p><u>三重県が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに中位以上に回復することを目指す。</u></p>
---	--

<p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守させる</u>。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p>	<p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p>
<p>第 4 (略)</p> <p>(別紙 3-8)</p>	<p>第 4 (略)</p> <p>(別紙 3-8)</p>
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 資源管理の方向性</p> <p>三重県が行う資源評価における<u>資源水準を、令和 10 年までに、高位に回復させる</u>。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、<u>当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。</u></p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 資源管理の方向性</p> <p>三重県が行う資源評価において<u>判断される資源水準を令和 10 年までに高位に回復することを目指す</u>。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状況等が公表された場合には、<u>その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u></p>
<p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守させる</u>。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p>	<p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>三重県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。<u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p>
<p>第 4 (略)</p>	<p>第 4 (略)</p>

別紙 3-8 の次に次の 10 の別紙を加える。

(別紙 3-9)

第 1 水産資源

まだい太平洋中部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-10)

第 1 水産資源

まあなご伊勢・三河湾

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源水準を、令和 10 年までに、中位以上に回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-11)

第 1 水産資源

かます類（やまとかます、あかかます）太平洋中・南部のうち三重県海域

第 2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価における資源水準を、令和 10 年までに高位に回復させる。なお、国が行う資源評価により海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-12)

第 1 水産資源

すずき太平洋中・南部のうち三重県海域

第 2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-13)

第 1 水産資源

さわら太平洋中南部のうち三重県海域

第 2 資源管理の方向性

三重県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により海域全体の資源状況等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-14)

第 1 水産資源

ぶり三重県海域

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和 15 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-15)

第 1 水産資源

とりがい三重県海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-16)

第 1 水産資源

ばかがい三重県海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-17)

第 1 水産資源

さがらめ三重県海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況

の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-18)

第1 水産資源

さるえび三重県海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組期間の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和5年11月7日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和5年9月26日から令和6年2月26日まで

3 作業地域

津市の一部、松阪市の一部、多気郡多気町の一部、同郡大台町の一部及び度会郡大紀町の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年11月7日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 10月23日	伊勢市久世戸町字南谷 52-3 ほか6筆	伊勢市円座町 1005 株式会社森組 代表取締役 森 庄平
令和5年 10月24日	三重郡川越町大字南福崎字大正割 902-3 ほか5筆	三重郡川越町大字亀崎新田 23-1 有限会社レイズ 代表取締役 中川 昌樹

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
